

令和8（2026）年度ベビーシッター派遣事業割引券について

「ベビーシッター派遣事業」は、ベビーシッターを利用した場合にその料金の一部が助成される制度で、公益社団法人全国保育サービス協会が実施する事業です。

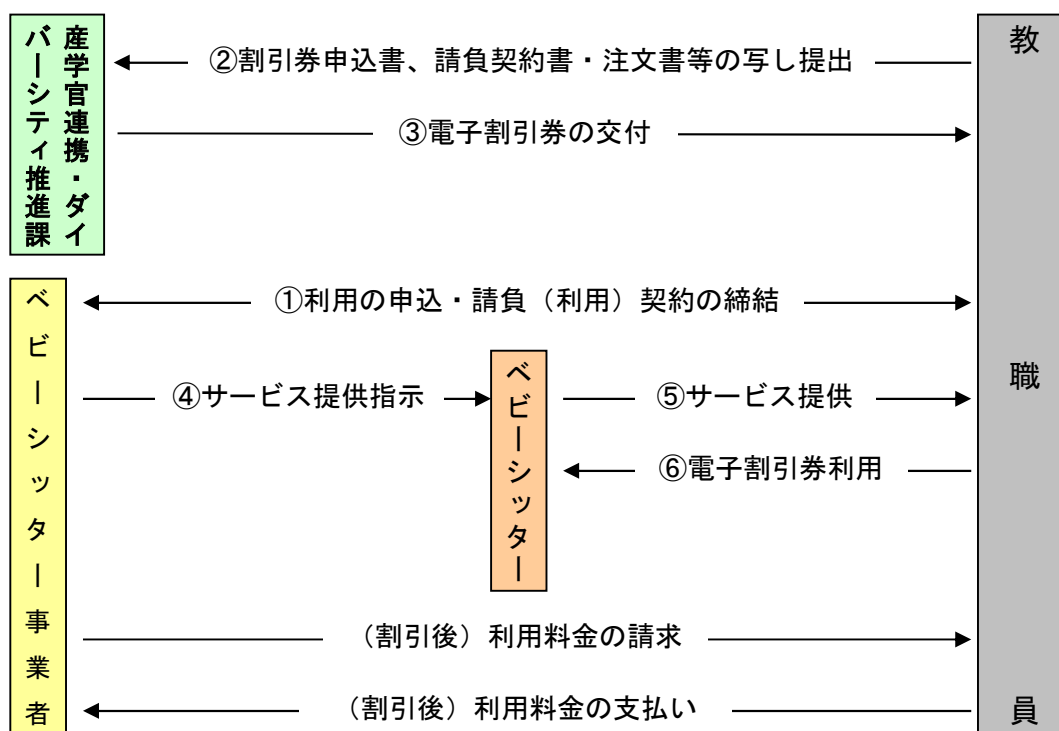
利用には本学が交付する割引券が必要となりますので、次の事項に留意のうえご利用ください。

(1) 利用対象者	本学に在籍する教職員で文部科学省共済組合員（短期組合員を含む）
(2) 対象となる子	0歳～小学校3年生（世話を必要とする場合小学校6年生まで）
(3) 割引額	1枚あたり2,300円
(4) 利用方法	<p>① 割引券取扱事業者からベビーシッター事業者を選び、利用申込及び請負（利用）契約を締結してください。 URL (https://bs-ticket.jp/babysitter2025/handling_company_list/) ※割引券等取扱事業者一覧については、公益社団法人全国保育サービス協会ベビーシッター派遣事業割引券ポータルサイト上では未だ令和7年度のものとなっておりますので、当該一覧を参考に事業者を選び今年度も割引券取扱事業者であるかご自身でご確認の上、契約及び利用するようにしてください。</p> <p>② ベビーシッターサービス利用予定の1週間前までに、ベビーシッター派遣事業割引券申込書に次のいずれかを添付のうえ、産学官連携・ダイバーシティ推進課へ提出し、割引券の交付を受けてください。 ・ベビーシッター事業者との請負契約書の写し（初回申込み時のみ） ・注文書、利用申込書等請負によりサービスを提供していることが分かるものの写し（初回申込み時のみ）</p> <p>③ サービス利用終了時にスマートフォンで電子割引券 URL から割引券画面を表示し、ベビーシッターが提示するQRコードの読み取り認証を行う、またはSPサービス店舗識別コード入力を行うことにより、利用登録を行ってください。</p>
(5) 留意事項	<p>① 割引券は、配偶者が就労している場合のほか、病気入院等により、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に限り使用できます。また休日の利用は、本学での業務（試験対応など）により、サービスを使わなければ就労することが困難な場合に限りです。</p> <p>② 割引券は、対象児童1人につき1日1回（1回あたり）2枚、1家庭につき1か月に24枚まで、1年間に280枚まで使用できます。 （例：きょうだい2人の場合、1日4枚使用可）</p> <p>③ 割引券は、乳幼児又は小学校3年生までの児童、その他健全育成上の世話を必要とする小学校6年生までの児童の家庭内における保育並びに家庭内保育を伴う家庭と保育所等や認可外保育施設への送迎を依頼する場合に限り使用できます。ただし、「学童保育への送迎」として割引券が使用できるのは、市町村へ届け出がされている“放課後児童クラブ”のみ対象となります。 なお、ベビーシッターの所属する保育施設の送迎には使用できません。</p> <p>④ 割引券は、割引券取扱事業者に対してのみ使用できます。</p> <p>⑤ 割引券は、ベビールーム、集団保育、イベント保育、院内保育、ベ</p>

ビーシッター宅での保育など、教職員の自宅以外の場所での保育には使用できません。

- ⑥ 割引券は、帰宅が間に合わないための（家庭での保育を伴わない）習い事への送り迎えには使用できません。
- ⑦ 割引券は、配偶者の出産のための入院中にベビーシッターを利用した場合に使用できます。
- ⑧ 割引券の交付を受ける場合は、割引券取扱事業者とサービスの請負契約を締結する必要があるため、必ず「請負契約書の写し」などサービスの提供が証明できる資料を産学官連携・ダイバーシティ推進課へ提出してください。
(年度内に複数回交付を受ける場合は、最初の申込時のみ)
- ⑨ 請負契約書には、次のア～オの事項が明らかにされていることが必要です。
 - ア 割引券取扱事業者の住所、名称及び代表者氏名
 - イ 教職員の住所及び氏名
 - ウ サービスの内容及び料金体系
 - エ 事故の場合の割引券取扱事業者の免責事項
 - オ その他サービスの利用に必要な事項（割引券取扱事業者で異なります。）
- ⑩ 割引券は電子割引券の URL をメールでお知らせすることにより交付します。その際、確認のため必ず受領された旨をメールでお知らせください。
- ⑪ 割引券を使用する必要がなくなったときは、速やかに産学官連携・ダイバーシティ推進課へ返却の連絡をしてください。また、必要な枚数での申請にご協力ください。
- ⑫ 割引券は他人に貸与又は譲渡することはできません。
- ⑬ この割引券は利用料金が1回につき2,300円以上のサービスが対象です。
- ⑭ この割引券を使用した場合、その割引料は税務上その対象者の所得となり、所得税法上、「雑所得」に区分されます。

〈概略図〉



〈問い合わせ先〉

平日：8:30～12:15、13:15～17:15

国立大学法人埼玉大学 産学官連携・ダイバーシティ推進課

ダイバーシティ推進係 高橋・遠藤

TEL：048-858-3110（内線 734239）E-mail：diversity-s@gr.saitama-u.ac.jp